

改正後の具体的な取扱い

12 月 10 日以前に 税額が変更された場合	12 月 11 日以降に 税額が変更された場合
特別徴収が継続されます	特別徴収が中止されます

特別徴収額の算定例

年度	年税額	現行		改正後	
		仮徴収額 (4、6、8 月)	本徴収額 (10、12、2 月)	仮徴収額 (4、6、 8 月)	本徴収額 (10、12、2 月)
平成 27 年度	60,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
平成 28 年度	36,000 円	10,000 円	2,000 円	10,000 円	2,000 円
平成 29 年度	57,000 円	2,000 円	17,000 円	6,000 円	13,000 円
平成 30 年度	63,000 円	17,000 円	4,000 円	9,500 円	11,500 円